

健康推進課

議案第99号 指定管理者の指定について
(港区立がん在宅緩和ケア支援センター)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立がん在宅緩和ケア支援センター	東京都港区白金台四丁目6番2号(ゆかしの杜5階)

2 事業者選定の経過

港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会を設置し、優良な候補者を1事業者選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て決定しました。応募事業者は、1事業者でした。

(1) 港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会委員

	氏名	役職等
委員長	吉田 道彦	医療法人社団楓の風 在宅療養支援クリニック かえでの風 やまと
副委員長	太田 留奈	みなと保健所長
委員	小宮山 由香	港区介護事業者連絡協議会 訪問看護部会 部会長
//	緑川 道子	一般社団法人東京都港区医師会 理事
//	野上 宏	港区保健福祉支援部保健福祉課長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年4月8日(金)	公募要項について 第一次審査・第二次審査(審査方法、 選考基準)について

第2回	令和4年6月17日（金）	財務状況等分析結果の報告について 第一次審査通過事業者の決定について 第二次審査基準について（プレゼンテーションについて）
第3回	令和4年7月1日（金）	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について 指定管理者候補者の選考結果について

（3）港区指定管理者選定委員会

令和4年7月29日（金）に開催された港区指定管理者選定委員会において、港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名称	学校法人慈恵大学
代表者	理事長 栗原 敏
所在地	港区西新橋三丁目25番8号

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

5 選定の理由

- （1）良好な財務状況とともに、がん全体について診断・治療等の知識・経験が豊富な大学病院等のサポート体制があり、安定した事業運営が期待できる。
- （2）事業者として、大学としての専門的な知識とともに、専門医などの人材も豊富に揃えている。治療・在宅と幅広く様々な領域をカバーできる人員体制に厚さがあり、幅広い事業展開が可能である。
- （3）事業者は港区での歴史が古く、組織として地域への貢献を掲げており、公共的な使命を担い事業活動している。区が行う緩和ケアについても、当施設の主たる事業である5つの機能（相談・交流・普及啓発・調整・人材育成）に力を入れるなど、区の事業目的を十分に理解している。
- （4）関係機関の調整や認知度向上などの当施設の課題点を十分理解している。これま

での実績を踏まえて課題解決のための取組として港区内の関係機関との連絡会やイベントを企画、またSNSの活用や口コミによる認知度向上など新たな事業を企画しており、今後の事業展開に期待ができる。

6 今後の予定

令和5年4月1日 指定管理者による管理運営の開始（継続）

港区立がん在宅緩和ケア支援センター
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和4年7月1日

港区立がん在宅緩和ケア支援センター
指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

I	選考した指定管理者候補者について	1
II	選考経過について	2
III	選考対象者について	4
IV	選考結果について	5
V	最終選考結果について	7

本報告書は、港区立がん在宅緩和ケア支援センターの指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した事業の充実、専門性を有した職員を配置しての継続的なサービスの提供、社会状況に応じたサービスの迅速な提供など、効率的かつ効果的に質の高い区民サービスの提供が可能となる施設について、積極的に指定管理者制度を導入するとしています。

「港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、港区立がん在宅緩和ケア支援センターの設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考では1事業者のみの応募だったため、主に応募事業者の適格性について審議しました。

応募事業者の提案は、現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた提案であったため、指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと感じています。

選ばれた事業者には、港区立がん在宅緩和ケア支援センター設置条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待いたします。

令和4年7月1日

港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会
委員長 吉田 道彦

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	学校法人 慈恵大学
代表者	理事長 栗原 敏
所在地	東京都港区西新橋三丁目 25 番 8 号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立がん在宅緩和ケア支援センター	東京都港区白金台四丁目 6 番 2 号 (ゆかしの杜 5 階)

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選考の理由

- (1) 良好な財務状況とともに、がん全体について診断・治療等の知識・経験が豊富な大学病院等のサポート体制があり、安定した事業運営が期待できる。
- (2) 事業者として、大学としての専門的な知識とともに、専門医などの人材も豊富に揃えている。治療・在宅と幅広く様々な領域をカバーできる人員体制に厚さがあり、幅広い事業展開が可能である。
- (3) 事業者は港区での歴史が古く、組織として地域への貢献を掲げており、公共的な使命を担い事業活動している。区が行う緩和ケアについても、当施設の主たる事業である 5 つの機能（相談・交流・普及啓発・調整・人材育成）に力を入れるなど、区の事業目的を十分に理解している。
- (4) 関係機関の調整や認知度向上などの当施設の課題点を十分理解している。これまでの実績を踏まえて課題解決のための取組として港区内の関係機関との連絡会やイベントを企画、また SNS の活用や口コミによる認知度向上など新たな事業を企画しており、今後の事業展開に期待ができる。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた)総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

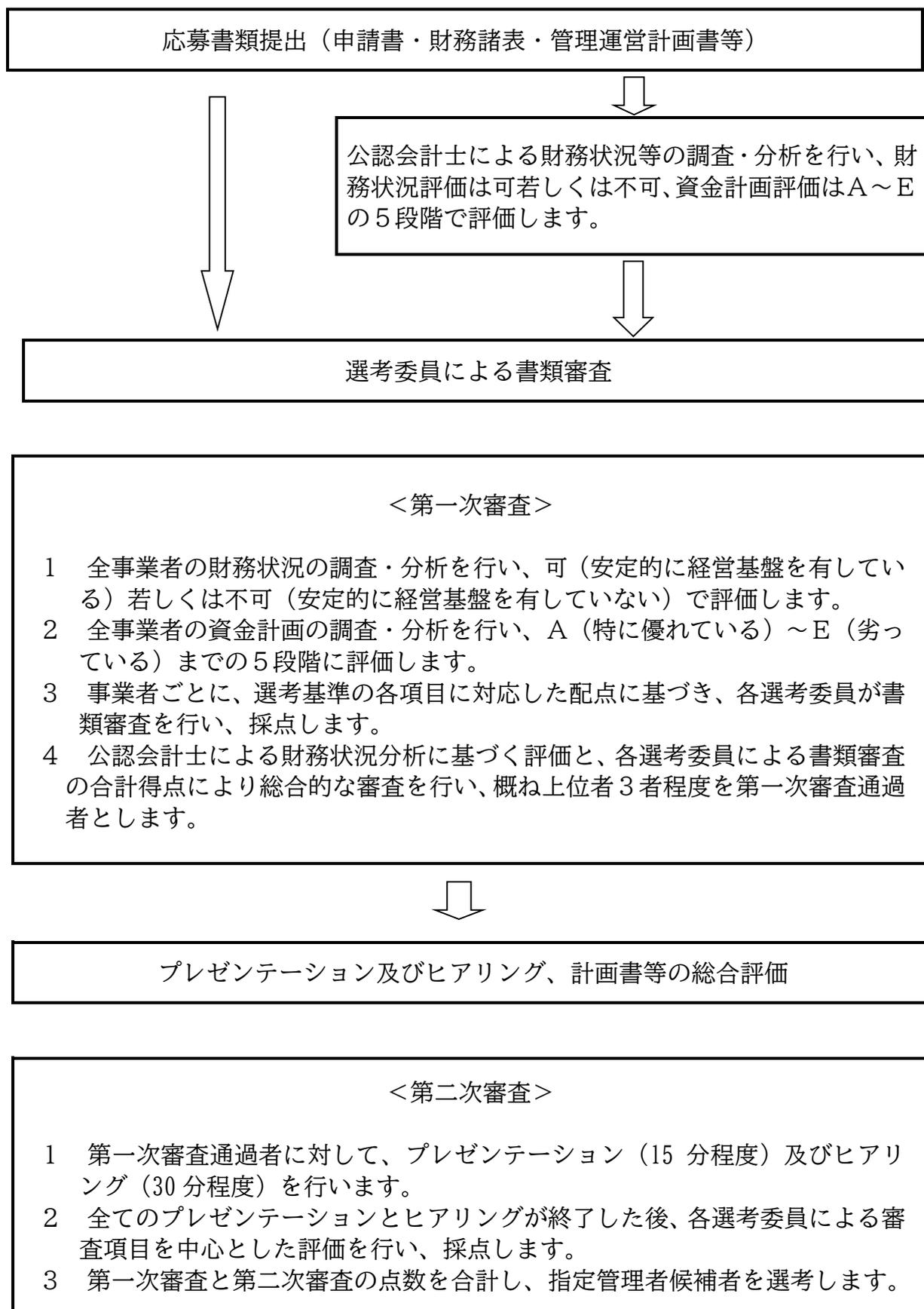
2 選考委員会の構成

委員長	吉田 道彦	医療法人社団楓の風 在宅療養支援クリニック かえでの風 やまと
副委員長	太田 留奈	みなと保健所長
委員	小宮山 由香	港区介護事業者連絡協議会 訪問看護部会 部会長
//	緑川 道子	一般社団法人東京都港区医師会 理事
//	野上 宏	港区保健福祉支援部保健福祉課長

3 公認会計士

坂本 亮	坂本亮公認会計士事務所
------	-------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和4年4月8日(金曜日) 午後7時～午後7時50分
場 所 みなと保健所 5階会議室3・4
議 題 委員の委嘱について
候補者の選考方法について
公募要項について
選考基準について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 令和4年4月21日(木曜日)
イ 質問書受付 4月11日(月曜日)～4月26日(火曜日)
ウ 質問への回答 5月2日(月曜日)
エ 申請書類受付(第一次提出) 4月11日(月曜日)～5月13日(金曜日)
オ 計画書類受付(第二次提出) 4月21日(木曜日)～5月31日(火曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和4年6月17日(金曜日) 午後7時～午後8時25分
場 所 みなと保健所 5階会議室3・4
議 題 応募事業者の財務状況等について
第一次審査(書類審査)
第二次審査の方法について

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和4年7月1日(金曜日) 午後7時～午後8時15分
場 所 みなと保健所 5階会議室3・4
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	学校法人 慈恵大学	東京都港区西新橋三丁目 25 番 8 号

IV 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,000点満点)
1	学校法人 慈恵大学	可	A	727

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
学校法人 慈恵大学	<ul style="list-style-type: none">・ がん全体について診断・治療等の知識・経験が豊富な大学病院等のサポート体制があり、安定的な事業運営が期待できる。・ 専門医などの人材が豊富なことから、がんの宣告時点から治療、在宅と広く様々な領域をカバーできる人員体制に厚さがあり、幅広い事業展開が可能である。・ 相談体制において、がん患者の状態や背景に応じた柔軟な体制が確保されている。・ がん患者やその家族、地域医療関係者など様々な立場の人の参加や交流を促すイベントを提案しており、幅広い事業展開に期待ができる。・ 普及啓発事業の提案について、対象者が若者だけでなく関係団体や大学、学生を含めた総合的な取組を企画しており、意欲的である。

以上の点を総合的に勘案して、1事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過事業者が15分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき30分程度のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けをしました。

順位	事業者の名称	総合点数 (1,500点満点)	第一次審査点数 (1,000点満点)	第二次審査点数 (500点満点)
1	学校法人 慈恵大学	1,063	727	336

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過 1 事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
学校法人 慈恵大学	<ul style="list-style-type: none">・ 安定した事業母体であり、様々な専門人材を豊富に有していることから、安定した事業運営が期待できる。・ 歴史が古く、組織自体が港区への貢献、公共的な使命を担っており、区が行う事業の意味を十分に理解している。・ がん全体について、診断、治療、精神的な医療の知識・経験が豊富であることから、在宅緩和ケアをさらに充実していくことが期待できる。・ 施設の課題点を十分理解しており、柔軟性をもって課題解決に取り組んでいく姿勢を感じられ、今後の事業展開に期待ができる。

V 最終選考結果について

最終選考結果

総合得点 1,500 点に対して採点結果は 1,063 点であり、提案書の内容、事業者の体制ともに評価できるものでした。

選考委員会の総意として、「学校法人 慈恵大学」を港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者として選考します。

【会議録】

会議名	第1回港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和4年4月8日（金）午後7時00分から午後7時50分まで
開催場所	みなと保健所5階会議室3・4
出席者	出席者 5名 吉田委員長、緑川委員、小宮山委員、太田委員、野上委員 欠席者 なし
事務局	みなと保健所健康推進課長、地域保健係長
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 委員長の選出 4 報告事項（事務局） がん在宅緩和ケア支援センターの概要について 5 審議事項 （1）公募要項（案）について （2）選考基準及び選考方法について （3）その他 6 事務連絡等 7 閉会
配付資料	（席上配布資料） ・港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会委員名簿 ・港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会設置要綱 ・港区立がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）リーフレット 資料1 港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者公募要項 資料2 様式1～28、様式A～D（案） 資料3 業務基準書（事業一覧含む） 資料4 選考採点表（第一次審査）（案） 資料5 選考採点表（第二次審査）（案）

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
事務局	1 開会 (開会の挨拶)
	2 委員紹介 (各委員から自己紹介)
事務局	3 委員長の選出 港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会設置要綱の第5条2項の規定により、委員長は委員の互選により選出します。
B委員	吉田委員を委員長に推薦します。 (委員一同、異議なし)
事務局	港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会設置要綱の第5条3項の規定により、副委員長はみなと保健所長にお願いします。
委員長	4 報告事項(事務局) がん在宅緩和ケア支援センターの概要について (事務局より報告) 質問意見等ありますか。 (委員一同、異議なし)
委員長	5 審議事項 (1) 公募要項(案)について (2) 選考基準及び選考方法について 【(1)と(2)は一括審議】 (事務局から配布資料について説明)
事務局	公募要項の発表後、概ね1ヶ月半で選考書類を送ってもらう流れになりますが、これは一次選考を行った上で二次選考という流れですか。
E委員	おっしゃる通りです。 1点目、現在港区は「地域包括ケアシステム」と言い切らずに「地域包括ケア」と用語を統一しています。区の用語の使い方は統一してください。2点目は公募要項の「(2)安全・安心に関する業務」について、新型コロナウイルス感染症対策は今日的課題のため、当該事項に加味した方が良いと思います。
事務局	1点目について、「地域包括ケア」に統一します。2点目、新型コロナウイルス感染症対策について加味します。
E委員	資料2提案様式の「安定運営の取組」については欄外に「本様式は、A4判3枚以内」として文字のフォント「BIZ UDP 明朝 Medium 11ポイントで入力」とあります。一方で欄外に何も記載していない様式や、「A4判2枚以内としてください」と記載している様式もあるので、全提案様式で統一したほうが良いと思いました。また、フォントサイズも11ポイントより12ポイントの方が標準的に見や

事務局 E委員	<p>すいと思うため簡潔で見やすいプレゼンテーションにさせていただく趣旨から、12ポイントのUDフォントで枚数は制限内に作成して欲しいことを全ての様式に揃えた方がいいと感じます。</p> <p>自由記載の欄を含めて欄外の記載を統一し、フォントは12ポイントとします。</p> <p>選考採点表について、業務の実績や資金計画については、ある程度の基準のもと事務局による自動採点が可能な項目だと思います。また、二次審査の選考採点表について、がん患者や患者を支える方々を温かく受けとめるというホスピタリティに関する要素を審査ポイントに紐づけても良いと思います。</p>
事務局	<p>1点目、業務の実績や資金計画について、事務局採点とするよう検討します。2点目、事務局としては、指定管理者の適性と意欲に関する項目でホスピタリティ性を入れていますが、各委員がそのような視点で審査できるように工夫します。</p>
委員長	<p>事業者を選考する際の選考の目安は一次審査、二次審査それぞれの満点の60%を最低ラインとすることでよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>(委員一同、異議なし)</p> <p>一次審査、二次審査それぞれの満点の60%を最低ラインとします。</p>
	<p>(3) その他 (事務局から説明)</p>
	<p>6 事務連絡等 (事務局から説明)</p>
	<p>7 閉会 (閉会の挨拶)</p>

【会議録】

会議名	第2回港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和4年6月17日（金）午後7時00分から午後8時25分
開催場所	みなと保健所5階会議室3・4
出席者	出席者 5名 吉田委員長、緑川委員、小宮山委員、太田委員、野上委員 欠席者 なし
事務局	みなと保健所健康推進課長、地域保健係長
会議次第	1 開会 2 報告事項（事務局） （1）公募説明会及び応募状況について （2）財務状況分析結果について 3 選考審査 （1）第一次審査（書類審査） （2）第一次審査通過者の決定 4 その他 事務連絡等 5 閉会
配付資料	（席上配付資料） 資料1 公募説明会及び応募状況について 資料2 財務状況等分析報告書 資料3 資金計画分析報告書 資料4 選考採点結果表（第一次審査） 参考資料 港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者 選考委員会設置要綱 参考資料 第一回選考委員会会議録（案）

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
事務局	<p>1 開会 (開会の挨拶)</p> <p>2 報告事項(事務局) (1) 公募説明会及び応募状況について (事務局から資料1について説明)</p>
委員長	質問意見等ありますか。
E委員	公募を行った結果1法人でした。1法人の応募だけであった理由の分析等を行ったほうが良いと思います。
B委員	問い合わせの件数を教えてください。
事務局	<p>4月11日にホームページで公表後1ヶ月近く申し込み受付期間がありました。その間はホームページだけではなく、がんの関連する団体、がんの診療連携拠点病院にも個別で周知しました。4~5件程反応がありました。</p> <p>(2) 財務状況分析結果について (坂本公認会計士より資料2、資料3の説明)</p>
委員長	質問意見等ありますか。
B委員	世界的にコロナに見舞われ、非常に特殊な3年だと思います。コロナ禍で、この事業者の売上が3年間年々上がっていますが、コロナによる特需や補助金は売上高に含まれていますか。営業利益自体は年々増しているわけではない中で、評価が難しいと思いますが考えを教えてください。
公認会計士	確かにコロナの影響は業界によって変わります。利益的なものは目立って見受けられなかったので、影響は少ないと思います。結果としては問題ありません。
E委員	分析の中で収益性と安全性についてポイントとしていますが、特に総資産回転率と安全性部分の剰余金比率が低い理由と法人の性質によるものなのか教えてください。
公認会計士	法人の性質によるところが一番大きいです。特に収益性に関しては主に2点。売上高の利益率と資産です。売上高の利益率についてこの法人はそもそも利益を出すことを重視していません。上場企業と異なり基本的に利益を目的とする方針を掲げていません。人、資産、固定資産を多く抱えて運営するような所は売上比率に対して利益が出づらく、どうしても利益率が低く出てしまいます。総資産に対する利益率も同じことですが、業種によって利益率が変わるところがあります。安全性は優れています。
D委員	5億円以上の経常利益があればA評価となる理由を教えてください。
公認会計士	様々な業種を見ても5億円以上利益を出す会社は大きく優れた会社と考えます。ただし、あくまで財務的に見た視点のため、大きいところが良い運営をしてくれるのかは全く別だと思います。切り取って見るとA評価になります。

	<p>3 選考審査</p> <p>(1) 第一次審査(書類審査)</p> <p>(事務局から資料4について説明)</p>
委員長	<p>審査項目3、4につきまして指摘はありますか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>審査項目5について質問意見等をお願いします。</p>
E委員	<p>計画書類の実績についての記載は良いと思いますが、各提案に関する考え方を尋ねていることに関しては平均に近い回答であったため、もう少し具体的な記載が欲しかったです。責任者の配置計画については、病院勤務の経験は豊富ですが、管理監督業務の経験が浅いと感じました。適切な労働環境は確保されていると思います。</p>
D委員	<p>利用者の安全・安心の確保の考え方は、標準的であると感じました。事業に必要な専門職は充実しており、人材も豊富であると思います。</p>
C委員	<p>指定管理者としての目的をしっかり掲げており、意欲が感じられました。苦情解決及びサービス評価の取組、顧客満足度への具体的な取組は、港区の介護事業所向けの取組も開催していただけると有難いです。</p>
B委員	<p>これまで積み重ねてきたものに甘んじず、さらなる発展への抱負を評価しました。また、職員の確保・育成についても厚みのある、研修・育成体制を評価しました。</p>
A委員	<p>がん患者や家族だけではなく、関係団体や職域との協働を含めた豊富が記載されており評価しました。また、現状に留まらない新たな取組への意欲を感じました。看護職、ソーシャルワーカーだけではなく、経験のある医師の配置がある点は評価できると思います。経験豊かな責任者の配置については、捉え方が難しく、専門職をまとめる立場を考えると事務職で様々な経験があることを重視しました。</p>
委員長	<p>他に審査項目5「管理運営計画に関すること」について、追加や意見はありますか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>次に、審査項目6「効率的で質の高いサービスの提供」について意見ををお願いします。</p>
E委員	<p>審査項目5と同様に、実績についての項目はしっかり記載されていると思います。がん患者や家族、地域医療関係者、一般の区民など様々な立場の人の参加や交流を促す取組が提案されていて評価しました。人材育成についても既にピアサポートが出来る体制にあることは評価します。ただ、広くピアサポーターの担い手を発掘する取組が欲しかったです。全体として指定管理者としておまかせするに足る事業者だと感じています。</p>
D委員	<p>がん教育事業の提案について他自治体との連携が何も書かれていないことが気になりました。また、オンライン事業についても現状に満足せず、創意工夫のある提案が欲しいと感じました。がんの医療相談、がん在宅緩和ケアに係る相談体制や区のがん対策事業、在宅緩和ケア事業の連携強化については、優れた提案であると評価しました。</p>
C委員	<p>現在行っている取組に関しては良いと思います。がんの相談内容については、地域で出来る取組についてフィードバックしていただけるような取組をお願いした</p>

B委員	<p>いです。がん教育については、新型コロナウイルス感染症の影響の中で、出来ることについて取り組んでいると思います。</p> <p>実際に行っているからこそ、出来るところ出来ないところが分かっている部分も含めて点数を付けました。配偶者やパートナーを亡くした方、男性等、対象者を限定したカフェの開催は大変良いと思います。8月から開設する福祉総合窓口との連携も検討していただきたいと思います。</p>
A委員	<p>A Y A世代に対応しているところは、意欲的な取組であると思います。単に対象者が若いというだけではなく、関係団体、大学、学生なども含めた総合的なものであると感じました。また、がんの相談体制については、患者の状態や背景に応じた柔軟な体制が確保されていると思います。がん教育への取組は、先進的なものもありますがさらに工夫が必要と感じました。</p>
委員長	<p>他に意見はありますか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
事務局 委員長	<p>(2) 第一次審査通過者の決定 (事務局から採点結果の発表)</p> <p>採点の結果、A事業者は727点であり、満点の6割以上ということですので、第一次審査通過でよろしいですか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>A事業者を第一次審査通過とします。</p>
事務局	<p>4 その他 事務連絡等 (事務局から第3回委員会開催日について説明)</p> <p>5 閉会 (閉会の挨拶)</p>

【会議録】

会 議 名	第3回港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和4年7月1日（金）午後7時00分から午後8時15分まで
開 催 場 所	みなと保健所5階会議室3・4
委 員	出席者 5名 吉田委員長、緑川委員、小宮山委員、太田委員、野上委員 欠席者 なし
事 務 局	みなと保健所健康推進課長、地域保健係長
会 議 次 第	1 開会 2 第二次選考審査 (1) 第一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリング (2) 採点 3 指定管理者候補者の決定 4 その他 (1) 今後のスケジュール (2) 事務連絡等 5 閉会
配 付 資 料	(席上配付資料) 資料1 第二次審査選考採点表 資料2 選考採点結果表（第一次審査） 資料3 A事業者プレゼンテーション資料 資料4 今後のスケジュール 参考資料 港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者 選考委員会設置要綱

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
事務局	<p>1 開会 (開会の挨拶) (事務局より配付資料の確認と説明)</p> <p>2 第二次選考審査 (1) 第一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリング (A事業者によるプレゼンテーション)</p>
委員長 E委員	<p>質問等お願いします。</p> <p>3点あります。1点目、認知度向上に向けた広報活動は、病院との連携で、がん患者に緩和ケアの場所についてダイレクトに伝えるチャンスがもっとあると感じました。電子媒体に頼るだけでなく、他の病院との関係性や大学病院、大学、区内のクリニックなど人との繋がりを重視した広報活動が行えると思いますかどのようにお考えでしょうか。</p> <p>2点目、個人情報の漏洩や危機が起きた場合に、御社として検討あるいは再発を防止する組織的な体制はありますか。</p> <p>3点目、独自事業の企画立案について、これまでの経験から考えたことがあれば教えてください。</p>
A事業者	<p>1点目、SNSや電子媒体を使った広報は今後も必要になると思いますが、これまで4年間事業を行い、人との直接の繋がりは大切だと実感しています。口コミから実際に、当施設を知っていただくこともあるため、人との繋がりを今後も大事にしていきたいと思っています。病院、クリニック、地域の訪問看護ステーションとの繋がりは今後力を入れて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>2点目、個人情報漏洩した場合の検証体制については、母体が附属病院を要する大学であるので、附属病院における対策やノウハウを活用して対応することを考えています。</p> <p>3点目、独自事業についてですが、私どもの附属病院では、栄養部が中心となりレシピ本を監修して発行しています。「ういケアみなど」においても、がん患者を対象とした食事レシピを開設当初から作成しており、知見も蓄積されているので、レシピ本の発行等を独自の事業として立案できます。</p>
B委員	<p>3点あります。1点目、働き盛り世代に対するアプローチとして、御社が有する企業産業医ネットワーク等を使ってワークショップや講演会を開催するとのことですが、恐らく在勤者がメインになると思います。ターゲットは、どのあたりまで考えていますか。</p> <p>2点目、ピアサポーターの育成について考えを伺います。</p> <p>3点目、がん在宅緩和ケアについて、三師会や地域支援ネットワークを構築する提案がありました。年に何回位開催するか伺います。</p>
A事業者	<p>1点目、働き盛り世代の企業産業医ネットワークは、在勤者を主な対象とし、そこを足掛かりに区民にも広げていきたいと考えています。</p> <p>2点目、ピアサポーターに関しては、既にボランティアとして利用されている方</p>

D委員	<p>を対象として、ある程度活動を共にした方を対象にしていきます。共にプログラムを練り上げるピアサポーターの育成を検討しています。</p> <p>3点目、プレゼンテーションの中で、独自性の高い事業として「みやこの部屋」をご紹介しましたが、今年度から始めている企画で3回行う予定です。これは高橋都先生を案内人として、毎回がん在宅緩和ケア、在宅医療に携わっている先生若しくは看護師をゲストに招いて、がん在宅緩和ケアについて参加者と共に理解を深める企画です。独自性が高い理由は、リビングルームに居るような環境作りを行える点です。参加者と講師の相互のやりとりが生まれやすい、温かい雰囲気の中で地域の三師会の先生方に協力をいただきながら、開催回数を調整します。</p>
A事業者	<p>1点目、在宅の緩和ケア、地域包括ケアはなかなか上手く進んでいかない現状があります。在宅での最期を願っていらっしゃる区民に対し、御社はどのような支援ができると考えていますか。</p> <p>2点目、病院の相談窓口と本施設との違いをどのように捉えていますか。</p> <p>3点目、今年からHPVワクチンの接種が動き出したことから、港区としても子どものがん教育と連携して、ワクチン接種率向上を目指すことを考えています。特にHPVワクチンとがん教育との関係について御社はどのようにお考えですか。</p>
D委員	<p>1点目については、現実には難しいシチュエーションがあります。願いが叶う根底には、自分が何を大切にこれから生活していきたいのか、自分の価値観は、他者の価値観は、何なのかという会話が日常的に繰り返されていく中に現状があるのではないかと感じています。私たちに出来ることは、アドバンスケアプランニングとしての取組や相談対応をしながらも、患者が大切にしたいことは何かを引き出すようなコミュニケーションを取ること、そのような些細なことを積み重ねていくことが最終的にその人の最期の希望に寄り添うことに繋がり、「ういケアみなと」としてできる支援の一つであると考えます。</p>
A事業者	<p>ご家族の話し合いの中に第三者として入って、それぞれの希望を擦り合わせるということですか。</p> <p>地域の現場の中では恐らく訪問看護師や訪問員がそのような役割を担っているところもあるのかもしれませんが、「ういケアみなと」でも同様の相談を何度も経験しています。相談者の心情に寄り添いながら、ご家族に向けてアドバイスする機会もあります。2点目について、「ういケアみなと」では様々なイベントと同様に個別相談に重点を置いています。「ういケアみなと」で実際に行っている活動を、どのように地域の利用者に知ってもらうか、「ういケアみなと」の窓口をどのように使っていただくか、広報の取り組み方やニーズ調査、インタビューなどを行うことを検討しています。</p>
A委員	<p>3点目については、現在小学校などリクエストがあったところの要望に対して参画している状況です。今後は、HPVワクチンの接種率向上に向けても、保健所と連携しながら、がん教育の促進に寄与していきたいと思えます。</p> <p>2点あります。1点目、支援団体への支援について現在あまり目立つものがないように見受けられます。今後の計画として「ういケアみなと」を拠点とした支援団体に対する支援を検討する余地はありますか。2点目、次年度以降の予算の中でホームページのリニューアルが付けられています。先ほどワンストップでここに来れば全ての情報が集まるとのことですが、これまでの状況を見ると普通の人が見て、どこを探して良いのか分からない。がんに関する情報も結局他のホームペー</p>

A事業者	<p>ジを探さないといけないため、全部自分で行う必要はないと思います。例えば病院の力や団体の力を借りて、そこにリンクを貼るだけでも大分違い、その情報を入力しているだけでも良いかもしれません。今後ホームページを区民にとって見やすく、そしてワンストップで情報提供ができるような形にするために独自の考えがあって、このような予算を考えているのか具体的に教えてください。</p> <p>1点目、支援団体の件に関しては、現在「ういケアみなと」に登録している団体がいくつかあります。登録すると、「ういケアみなと」にある講習室を無料で使うことができます。オンラインが普及しているため、ハイブリッド型等も提案しながら、是非「ういケアみなと」に足を運んでいただき、空間を体感していただけるような働きかけを団体の方にしていきたいと思います。</p> <p>2点目、ホームページは今回600万円計上しましたが、5年経過しているため改修費用として考えています。先ほどご指摘がありましたように、外部とのネットワークの構築に関してはリンクを貼る手法も考えられるので、我々としてもその点は工夫しながら行っていきたいと考えます。</p>
	<p>(2) 採点 (事務局による集計結果の発表)</p>
委員長	3 指定管理者候補者の決定
E委員	<p>各委員から講評をお願いします。</p> <p>全体的に正直な事業者だと思いました。最終的には正直さと誠実さ、施設に対する愛着を感じたので、事業者としてお任せに足ると思いました。</p>
D委員	<p>大学の専門職、病院のソーシャルワーカー、オンラインを利用することは良かったです。私の質問に答えたときに個別相談に力を入れていることは私も一番だと思っているので十分と思いました。</p>
C委員	<p>病院の附属の強みを生かし、今後の課題として地域との連携、地域の訪問看護ステーション、他の介護事業所などと連携をしていきたいと課題を出したので評価しました。</p>
B委員	<p>既に持っているリソースを使うことは、非常に上手いと思います。リソースは豊富にありますが、ただ自分たちが持っていないものを他からどう借りるかが苦手だと感じました。皆様の発言と同じく、施設に対する愛着と誠実さを感じたのでお任せしたいと思いました。</p>
A委員	<p>港区内にリソースが豊富にあるので、今後うまく活用していくことに期待します。また、施設の課題点を十分理解しており、柔軟性を持って課題解決に取り組んでいく姿勢を感じ取れたので、今後の事業展開も合わせて期待したいと思います。</p>
委員長	<p>他に委員から質問意見等ありますか。 (委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>採点に変更がありましたら事務局で再集計になりますが、よろしいですか。 (委員一同、採点の変更なし)</p>
委員長	<p>採点の結果、A事業者の総合点数は1,063点で、第一次審査、第二次審査ともに満点の6割以上ということですので、A事業者を指定管理者候補者として決定します。</p>

事務局	<p>(委員一同、異議なし)</p> <p>4 その他 (1) 今後のスケジュール (2) 事務連絡等 (事務局より説明)</p> <p>5 閉会 (閉会の挨拶)</p>
-----	---

港区立がん在宅緩和ケア支援センター
指定管理者公募要項

令和4年4月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの設置目的・・・・・・・・ 1
- 3 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの現状と課題・・・・・・・・ 1
- 4 指定管理者公募に当たって望むこと・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの概要・・・・・・・・ 2
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設規模
 - (4) 開設年月日
 - (5) 休館日・開館時間
 - (6) 利用対象者
 - (7) 使用料
 - (8) 指定管理料等
- 6 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 関係施設等との連携について
 - (5) 職員体制
 - (6) 区事業への協力
 - (7) その他
- 2 施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 安全・安心に関する業務
- 3 管理運営の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 関係法令の遵守
 - (2) 区が定める指針等の遵守
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 地域との連携
 - (5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担
- 4 運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 指定管理料の支払
 - ア 職員人件費
 - イ 光熱水費
 - ウ 修繕費
 - エ 事業運営費
 - オ 施設管理経費
 - カ その他経費
 - (2) 備品購入の取扱い
 - (3) 収入

- (4) 銀行口座の開設
- (5) 損害賠償保険
- (6) その他

Ⅲ 選定手続

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会
 - (5) 申請手続（第一次提出）
 - (6) 計画書類の提出（第二次提出）
 - (7) 提出書類に関する留意事項
 - (8) 応募に関する留意事項
 - (9) 質疑の受付及び回答
 - (10) 申請書類の受付（第一次提出）
 - (11) 計画書類の提出（第二次提出）

- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

Ⅳ 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・ 2 4
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 3 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 4 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 5 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出
 - (4) 監査の実施
- 6 指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - (1) 指定の取消しと業務の停止
 - (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

港区立がん在宅緩和ケア支援センターの管理運営については、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入しており、今期の指定期間が令和5年3月31日で満了します。

今回、「港区立がん在宅緩和ケア支援センター」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別添1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待し、令和5年4月1日から5年間の指定管理者を公募方式で選考します。

2 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの設置目的

港区立がん在宅緩和ケア支援センターは、港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例（平成29年港区条例第11号、以下「条例」という。）により、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、がん患者及びその家族を支援することを目的とした施設です（条例第1条）。

現在日本では、がんは生涯にかかる確率が2人に1人といわれ、誰にとっても身近な病気であることから、がん患者及びその家族だけではなく広く区民に開かれた施設運営を行っています。

また、地域包括ケアの一施設として、がん診療連携拠点病院や医療機関を始め、在宅療養相談窓口、高齢者相談センター等と連携し、区民のニーズに応じて区の保健福祉サービスへ迅速につなげる取組に力を入れています。

3 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの現状と課題

現在、港区立がん在宅緩和ケア支援センターでは、施設の設置目的を達成するため、5つの機能である相談、交流、普及啓発、調整、人材育成を具体化し、在宅緩和ケアに係る事業を効果的に推進しています。

一方、課題として施設の認知度が低いことが挙げられます。施設を利用していただく方々の多くが高齢者であるため、働き盛り世代など全ての世代の区民に施設を知っていただくように、必要とする人が参加したくなるような事業展開を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、一部のイベントをオンライ

ン形式で開催したことにより、高齢者の参加が困難になりました。今後の対応として、高齢者を含む全ての利用者が安心して参加できるような感染対策を講じながら、高齢者にも容易に参加できる事業を計画していく必要があります。

今後、現在のサービスを維持した上で、当施設の認知拡大や感染症対策を重点におき、取り組んでいきます。

4 指定管理者公募に当たって望むこと

指定管理者制度の導入から、今回で2回目の指定管理者の公募になります。公募に当たっては、上記2の施設の設置目的や上記3の現状と課題等を踏まえ、現状のサービスを維持・改善するだけでなく、より多くのがん患者及びその家族並びにそれらを支援する者が利用する施設としてのサービスが実現できる、新たな発想による斬新で創意工夫のある提案を期待します。

5 港区立がん在宅緩和ケア支援センターの概要

(1) 名称

港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと
(以下「センター」といいます。)

(2) 所在地

東京都港区白金台四丁目6番2号 ゆかしの杜5階

(3) 施設規模

ア 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
イ 階数：地下1階地上6階（当施設は5階南側）
ウ 敷地面積：15,155.20㎡
エ 延べ床面積：652.99㎡（当施設専有部分）
(内訳)
（ア）相談室4室 77.95㎡
（イ）交流スペース1室 175.2㎡
（ウ）講習室1室（定員36名程度） 73.5㎡
（エ）情報コーナー50.07㎡
（オ）事務室 48.7㎡
（カ）スタッフルーム 42.33㎡
（キ）その他倉庫・印刷室等

(4) 開設年月日：平成30年4月1日

(5) 休館日・開館時間

ア 休館日

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(ウ) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(エ) 区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができます。（複合施設全体及び施設の機器保守点検等の場合など）

イ 開館時間

(ア) 月曜日から金曜日 午前10時から午後9時まで

(イ) 土曜日 午前10時から午後5時まで

(ウ) 区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができます。

※指定管理者があらかじめ臨時休館日を設けようとするとき又は開館時間を変更しようとするときは、毎年度の事業計画書に明記し、区の承認を受けてください。また、休館日及び開館時間の変更については、事前に十分な周知を図ってください。

(6) 利用対象者

ア センターの事業のうち、条例第3条第1号及び第2号に掲げる事業を利用できる者は、区内に住所を有するがん患者及びその家族並びにそれらを支援する者とします。

イ センターの施設のうち、講習室を利用できるものは、がん患者を支援する団体とします。

ウ 前2項の規定にかかわらず、区長が適当と認めるものは、第3条第1号及び第2号に掲げる事業又は講習室を利用することができます。

エ 上記アからウ以外は、どなたでも利用できます。

(7) 使用料

センターの施設の使用料は、無料とします。ただし、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は実費徴収可とします。

(8) 指定管理料等

本施設の過去の指定管理料については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額ではありません。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料実績		70,400,165 円	70,686,252 円	75,448,305 円
【内訳】	人件費	42,330,459 円	46,114,900 円	47,735,247 円
	光熱水費	486,427 円	1,042,982 円	1,072,606 円
	修繕費	39,420 円	0 円	0 円
	事業運営費	6,718,214 円	7,347,155 円	7,508,198 円
	施設管理経費	5,343,645 円	4,159,215 円	4,132,254 円
	その他経費	15,482,000 円	12,022,000 円	15,000,000 円

6 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、別紙業務基準書を参照してください。

- ア がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケア（がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする看護その他の行為をいう。）に係る相談に関する事。
- イ がん患者の在宅における療養生活の支援に関する事。
- ウ がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流に関する事。
- エ がん対策に係る普及啓発に関する事。
- オ がん患者及びその家族の支援に係る関係機関の調整に関する事。
- カ がん患者及びその家族を支援する者の育成に関する事。
- キ センターの施設の利用に関する事。
- ク その他区長が必要と認める事業

(2) 提案事業

条例第 1 条に定める目的を達成するため、条例第 3 条に基づく事業を別紙様式 18～27 を用いて提案してください。事業を計画する場合は、本施設が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める公の施設であること、また自治体の強みを活かしたがんの在宅緩和ケア推進を目指している施設であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、基本事業及び提案事業の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とし、参加者等から徴収することができる経費は、5(7)ただし書きのとおりです。

(4) 関係施設等との連携について

ア 各関係機関（医療機関、株式会社、NPO、支援団体等）と様々な連携を積極的に行い、幅広い事業展開を目指してください。

イ 今後、区が推進していく地域包括ケアとの連携に努めてください。

ウ 隣接施設、併設施設、その他区の関係機関との連携

隣接する東京大学医科学研究所、併設する郷土歴史館や子育て関連施設、港区教育委員会との連携のもと、がん在宅緩和ケアだけでなく、がん予防の啓発や子どもたちへのがん教育支援などにも取り組み、広く区民に開かれた施設としてください。

(5) 職員体制

ア 施設長及び副施設長（常勤）を配置し、常時いずれかが従事してください。

イ 在宅でのがん緩和ケアに関する高度な専門知識や経験を有するとともに、がん患者、家族が抱える悩みや不安を受けとめ、施設利用者が体調不良を訴えた場合でも一定程度の対処が可能な看護師などの医療職、介護福祉士などの福祉職を配置してください。

ウ ボランティアの区民への支援や研修などを実施するために支障がないよう必要な専門職を配置してください。

エ 提案事業、自主事業を含む様々な事業の実施及び施設の管理運営に支障がないよう、またセンターの機能を最大限発揮できるよう配慮してください。

オ 配置する職員の人材育成については、公の施設の従事者としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

(6) 区事業への協力

区が施設を利用する場合は、事前に当該担当部署と打合せを行い、必要に応じて、事業へ協力をしてください。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

ア センターは港区立郷土歴史館等複合施設の一部であり、主たる管理者は、港区立郷土歴史館です。主たる管理者との施設管理に係る分担業務は、下記の「がん在宅緩和ケア支援センターの管理に係る分担業務（費用含む）」を参照してください。また、施設の運営にあたっては、港区立郷土歴史館及び各施設との情報共有等日常的に連携を図ってください。

イ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行ってください。

(ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

(イ) 1件130万円（消費税込み）以下の軽易な修繕及び整備

(ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

○がん在宅緩和ケア支援センターの管理に係る分担業務（費用含む）

施設 分担業務	郷土歴史館	がん在宅緩和ケア支援センター
建物維持管理（警備、駐車場管理、消防設備管理等）	○	—
自動ドア	○	—
エレベーター	○	—
清掃	—	○
消耗品交換（蛍光管・電球等）	○	—
植栽管理	○	—
廃棄物処理	○	△ 粗大ごみのみ
電話契約工事	—	○
光熱水費・電信料	—	○

※○=実施する業務 △=一部実施する業務

(2) 安全・安心に関する業務

複合施設の各施設占有部は、それぞれの責任において、施設利用者等の安全・安心を確保する管理運営を行います。ただし、複合施設であることを踏まえ、緊急を要する場合などには、郷土歴史館が利用者の安全・安心に係る各施設への指示や全体の指揮をとります。

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」（別添2）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告

「港区有施設の安全管理に関する要綱」（別添2）、「港区有施設安全管理業務実施要領」（別添2）に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施する

- こと。
- エ 震災や新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。
 - オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。
 - カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。
 - キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談など、利用者が安心して快適に利用できるための支援を必要に応じて行うこと。
 - ク 避難所運営訓練等に参加し、又は協力すること。
 - ケ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。
 - コ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
 - サ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別添2）を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。
 - シ 郷土歴史館が作成する複合施設全体の災害対応マニュアル作成に協力すること。
 - ス 消防法に基づき、日常の火災予防・震災対策又は万一の場合に円滑な行動ができるよう、消防計画の作成に協力すること。
 - セ 火災・地震等による被害が発生した場合に、通報・初期消火・避難誘導等の活動が円滑に実施できるよう、消防法に基づき自衛消防地区隊を結成し、施設相互協力により災害活動にあたるため自衛消防中核要員の2名程度の選出をすること。（この要員は、開設時間に常時配置する必要はないが、施設に勤務する職員である必要があり、防火管理者のように消防署での講習を受けることにより、資格の取得ができる。）
 - ソ 複合施設全体を管理する郷土歴史館及び他の併設施設と協力し、非常時に備え協力体制を整えるとともに日常訓練を行うこと。
 - タ 施設全体の運営を定期的に検証・評価するとともに、多様な施設が併設する複合施設ならではの課題への速やかな対応を行うため、郷土歴史館が設置する施設運営協議会への参加、協力をすること。
 - チ 新型コロナウイルス感染症対策は、業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止対策を徹底するとともに、区と連携して施設運営に当たること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例及び施行規則
- イ 地方自治法
- ウ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- エ 港区個人情報保護条例及び施行規則
- オ 港区情報公開条例及び施行規則
- カ 港区環境基本条例
- キ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- ク 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ケ 港区防災対策基本条例
- コ 港区暴力団排除条例
- サ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- シ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 第４次港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

※別添２「区が定める指針等の一覧と概要」を参照してください。

（３）再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。なお、再委託に当たっては、区内事業者の活用に努めるとともに、地域の高齢者をはじめ、障害者の雇用、区民雇用を促進してください。

（４）地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

(5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項 目	港区	指定管理者
設置者としての責務	◎	
がん在宅緩和ケア支援センターの管理運営	○ 条例・規則事項	◎
施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
施設の占有・行為許可	◎	
苦情対応	○	◎
緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
施設の安全対策（安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
広報・PR	○	◎
事業運営	○	◎

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目	内 容	管理責任分担	
		区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2 税制の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
	(2) 上記以外の一般的な税制の変更		○
3 物価変動	(1) 指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4 金利変動	(1) 指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5 書類	(1) 区が作成した書類に起因する事項	○	
	(2) 指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
	(3) 両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6 指定管理者の指定	(1) 区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
	(2) 指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7 指定管理業務の変更及び経費の変動	(1) 区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
	(2) 上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8 住民対応	(1) 地域との協調		○
	(2) 指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
	(3) 上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9 環境問題	(1) 施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
	(2) 指定管理業務及び自主事業に起因する有害		○

			物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	事業実費等金銭の管理	(1)	事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

（備考） 2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとし、支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとし、

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等（管理運営体制に記載した職員等）にかかる人件費

※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 人件費の積算に当たっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」第5条第1項により定めた金額と同額です。令和4年度は（一般事務・時給額）1,120円です。（指定期間中に金額が変更される場合があります。）

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、水道料金

※ 光熱水費（電気、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円（消費税込み）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※ 1件130万円（消費税込み）を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※ 実績が事業計画における見込みを下回ったことにより発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な廃棄物処理等にかかる経費

※ 実績が事業計画における見込みを下回ったことにより発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 清掃、日常のゴミ収集運搬経費、建物全体の設備（エアコン、エレベーター、自動ドア等）の保守等経費は、郷土歴史館が一括契約します。センターでは、粗大ごみの廃棄、個別に整備する設備や備品等（コピー機・印刷機等）の保守経費があれば計上してください。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

※ 経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（消費税込み）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

センターの使用料は、無料です。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

ただし、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は実費徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

III 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者

ア センターの運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人となっていない法人その他の団体。ただし、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものを除きます。

エ がん在宅緩和ケア事業、及びこれらに類する事業運営を行なっている事業者であること。

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項(同項を準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者

(エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者

(オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者

(カ) 国税又は地方税を滞納している者

(キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し(法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから2年間が経過していない者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体(以下「グループ」という。)を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体(他の団体は構成団体とします。)を定めてください。グループ内のすべての団体が上記(1)申請者の資格(エを除く)に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

オ 次ページ(5)③に掲げる書類のほか、代表団体は次の書類を提出してください。

- | | | | |
|------------------|-----|------|-----|
| (ア) 共同事業体構成書 | 様式A | 提出部数 | 11部 |
| (イ) 共同事業体協定書兼委任状 | 様式B | 提出部数 | 1部 |
| (ウ) 宣誓書(共同事業体用) | 様式C | 提出部数 | 1部 |
| (エ) 安定運営の取組 | 様式D | 提出部数 | 11部 |

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和4年4月11日(月)
公募説明会参加申込期限	令和4年4月20日(水)正午まで
公募説明会及び現地見学	令和4年4月21日(木)午後1時～4時
質疑受付	令和4年4月11日(月)午前9時から 令和4年4月26日(火)午後5時まで
質疑回答	令和4年5月2日(月)
申請受付	令和4年4月11日(月)から 令和4年5月31日(火)まで
申請書類受付(第一次提出)	令和4年4月11日(月)午前9時から 令和4年5月13日(金)午後5時まで
計画書類受付(第二次提出)	令和4年4月21日(木)午前9時から 令和4年5月31日(火)午後5時まで
第一次審査(書類審査)	令和4年6月17日(金)予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和4年7月1日(金)予定
指定管理者候補者選定	令和4年7月下旬予定
指定管理者の指定	令和4年10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学

ア 公募説明会及び現地見学

- ・日時 令和4年4月21日(木) 午後1時～4時
- ・場所 がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと 講習室

イ 参加申込

巻末申込書を令和4年4月20日(水)までに、下記の提出先へメールで送信してください。(送信未達を防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。)

(ア) 提出先

港区みなと保健所健康推進課地域保健係 担当 遠藤、島村、大鶴

TEL：03-6400-0084

E-mail:minato47@city.minato.tokyo.jp

(イ) 注意事項

会場の都合上、1社3名までとします。

駐車場の用意はありません。来所の際は公共交通機関をご利用ください。

(5) 申請手続(第一次提出)

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	部数		
			正本	副本①	副本②
	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	—	—
①	《共同事業体の場合》 [A]共同事業体構成書	参考様式A	1部	1部	10部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	参考様式B	1部	—	—
	[C]宣誓書	参考様式C	1部	—	—
	[D]安定運営の取組	参考様式D	1部	1部	10部
②	宣誓書	【様式2】	1部	—	—
③	定款、寄附行為又はこれに類するもの(最新のもの)	—	1部	1部	—
④	法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	1部	—
⑤	印鑑証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	1部	—
⑥	預金残高証明書(最新の決算期末日現在のもの)	—	1部	1部	—
⑦	事業者の概要				
	《公益法人の場合》 ア 法人の概要・事業経歴	【様式3】			
	イ 理事・評議員名簿		1部	1部	10部
	ウ 法人運営に関する基本的な考え方、理念				
	エ 決算書類(直近の決算期3期分)	様式自由	1部	1部	—

・収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記）	様式自由	1部	1部	—
オ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
カ 収支予算書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	—
キ 事業計画書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	—
ク 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—
<hr/>				
<<NPO法人の場合>>				
ア 法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	10部
イ 役員名簿				
ウ 法人運営に関する基本的な考え方、理念				
エ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録）	様式自由	1部	1部	—
オ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—
※上記のエ～カについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。				
<hr/>				
<<医療法人の場合>>				
ア 法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	10部
イ 役員名簿				
ウ 法人運営に関する基本的な考え方、理念				
エ 損益計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
オ 貸借対照表（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
カ 株主資本等変動計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
キ 付属明細書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
ク 監事の監査報告書				
※上記のエ～クについては、病院会計準則に従ったものを提出してください。カについては、社員総会での承認日を付記してください。キについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替してもかまいませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出してください。				
<hr/>				
<<株式会社の場合>>				
ア 法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	10部
イ 役員名簿				
ウ 会社経営に関する基本的な考え方、理念				

	<p>エ 決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・株主資本等変動計算書 ・付属明細書 <p>※決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。</p> <p>なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>オ 監査報告書</p> <p>※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式自由	1部	1部	—
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 （直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	1部	—
⑨	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	—
⑩	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	—
⑪	<p>類似施設の管理運営及び事業実績について （施設名・所在地・規模等）</p> <p>類似施設の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・地域社会への取組 ・施設の特徴あるサービス内容 ・その他 	【様式6】	1部	1部	10部
⑫	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	1部	10部
⑬	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	1部	10部

(6) 計画書類の提出（第二次提出）

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本 ①	副本②
資金計画に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式9】	1部	1部	10部
②	資金・収支計画書及び受託経費見積書 (令和5年度から令和9年度まで) ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください	【様式10-1】 【様式10-2】 【様式10-3】	1部	1部	10部
管理運営計画に関する書類					
③	指定管理者としての抱負	【様式11】	1部	1部	10部
④	職員の確保・育成に対する考え方 苦情解決及びサービス評価の取組 顧客満足度（CS）への具体的な取組	【様式12】	1部	1部	10部
⑤	個人情報保護に関する考え方と具体的な取組 環境に配慮した施設運営の取組 地震・防災等、危機管理への取組及び日常の施設運営での安全対策に対する取組	【様式13】	1部	1部	10部
⑥	管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方） ※港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成 ※職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月～金 ②土)	【様式14】	1部	1部	10部
⑦	施設長の勤務した実績を記載した書類	【様式15】	1部	1部	10部
⑧	給与・報酬・賃金等に関する規程（最新のもの） (※人件費の積算内訳)	様式自由	1部	1部	10部
⑨	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由 ※委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業や（公社）港区シルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式16】	1部	1部	10部
⑩	利用者の安全・安心の確保（セキュリティを含む。）の考え方	【様式17】	1部	1部	10部
効率的で質の高いサービスの提供					

	条例第3条に定める事業に関する考え方と具体的提案	【様式18】	1部	1部	10部
	ア がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流事業について				
	イ AYA世代(15歳~30歳)及び働き盛り世代(35歳~64歳)に対応するがん予防及びがんに対する普及啓発事業の取組について	【様式19】	1部	1部	10部
	ウ がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケアに係る相談体制について	【様式20】	1部	1部	10部
⑪	エ 区のがん対策事業、在宅緩和ケア事業との連携強化及び医療機関との調整について	【様式21】	1部	1部	10部
	オ がん教育事業についての考え方と今後の取組について	【様式22】	1部	1部	10部
	カ がん患者及びその家族を支援する者の人材育成について	【様式23】	1部	1部	10部
	キ センターの認知度向上に向けた広報活動及び事業の提案について	【様式24】	1部	1部	10部
	ク オンライン事業についての考え方と取組について	【様式25】	1部	1部	10部
⑫	提案事業の計画について	【様式26】	1部	1部	10部
⑬	自主事業(希望がある場合)の事業計画及び資金計画について	【様式27】	1部	1部	10部
申請書総括					
⑭	提案書概要	【様式28】	1部	1部	10部

(7) 提出書類に関する留意事項

ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日(午後5時)まで受け付けます。

イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。

ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。

エ 書類は、A4判で作成して下さい。

オ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに綴じてください。ファイルの背表紙、表紙には「港区立がん在宅緩和ケア支援センター(申請書類)」、「港区立がん在宅緩和ケア支援センター(計画書類)」と記載し、副本については、「副本①」、「副本②」と表記してください。副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)してください。

カ 上記のほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本を入力したものを1部提出

してください。書類を電子ファイルで提出する際には、日本マイクロソフト株式会社製「Word」「Excel」を使用してください。

キ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ク 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

巻末質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。
(送信未達を防ぐため事後に電話にて連絡をお願いします。)これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間

令和4年4月11日（月）午前9時から

令和4年4月26日（火）午後5時まで【必着】

(イ) 提出先

港区みなと保健所健康推進課地域保健係 担当 遠藤、島村、大鶴

TEL：03-6400-0084

E-mail:minato47@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和4年5月2日（月）を目途に、質問書を提出した事業所へ全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。な

お、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付（第一次提出）

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和4年4月11日（月）から令和4年5月13日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※ 申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします。（郵送事故等であっても、期限日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）

※ 申請書類提出後の修正は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区三田一丁目4番10号 みなと保健所4階
港区みなと保健所健康推進課地域保健係
TEL 03-6400-0084

(11) 計画書類の提出（第二次提出）

申請者は、次により計画書類等を提出してください。これらの書類を提出した事業者を応募者とします。なお、所定の期間内に計画書類等が提出されなかった場合には、いかなる理由においても、応募を辞退したものとみなします。

ア 提出期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月31日（火）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※ 計画書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区三田一丁目4番10号 みなと保健所4階
港区みなと保健所健康推進課地域保健係
TEL 03-6400-0084

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立がん在宅緩和ケア支援センター指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
公認会計士による財務状況分析を実施します。
- イ 業務の実績について
類似施設の管理運営及び事業実績について
- ウ 資金計画について
 - (ア) 受託経費見積もりについて
 - (イ) 資金・収支計画書の妥当性
- エ 管理運営計画について
 - (ア) 指定管理者としての抱負
 - (イ) 職員の確保・育成に対する考え方
 - (ウ) 苦情解決及びサービス評価の取組
 - (エ) 顧客満足度（CS）への具体的な取組
 - (オ) 個人情報保護に関する考え方と具体的な取組
 - (カ) 環境に配慮した施設運営の取組
 - (キ) 地震・防災等、危機管理への取組及び日常の施設運営での安全対策に対する取組
 - (ク) 管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方）
 - (ケ) 適切な労働環境が確保されているか
 - (コ) 引継ぎに関する具体的な計画
- オ 効率的で質の高いサービスの提供
 - (ア) がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流事業について
 - (イ) AYA世代（15歳～30歳）及び働き盛り世代（35歳～64歳）に対応するがん予防及びがんに対する普及啓発事業の取組について
 - (ウ) がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケアに係る相談体制について
 - (エ) 区のがん対策事業、在宅緩和ケア事業との連携強化及び医療機関との調整について
 - (オ) がん教育事業についての考え方と取組について
 - (カ) がん患者及びその家族を支援する者の人材育成について
 - (キ) センターの認知度向上に向けた広報活動及び事業の提案について

- (ク) オンライン事業についての考え方と取組について
- (ケ) 提案事業の事業計画について
- (コ) 自主事業（希望がある場合）の事業計画及び資金計画について

(4) 総合評価について

第一次審査及び第二次審査で評価した点数を基に選考します。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(6) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価

- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

3 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定管理を開始するまでの期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとっての円滑な指定管理移行を実現するため、区や関係機関と連携し、指定管理者間による引継ぎ、移行準備を実施してください。

準備業務の内容は、別途協議します。引継ぎは、指定管理者指定の議決の後、概ね令和4年12月から、指定管理開始日まで引継ぎ業務をしてください。指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えず、入念な引継ぎに努めてください。

指定管理開始は令和5年4月1日です。指定管理の開始に向けて、速やかな施設管理、運営ができるよう協力願います。

また、指定管理終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施し

てください。

なお、引継ぎ業務に要する経費については、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、次期指定管理者が負担するものとします。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者には、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者については新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

4 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

5 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね1年に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等が

あり、モニタリングの結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、区ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。

公の施設の管理・運営に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

6 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の(1)申請者の資格に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせてお

- くことが、社会通念上不適當と判断されるとき。
- ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。
- ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。
- コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。
- イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒108-8315

港区三田一丁目4番10号

港区みなと保健所健康推進課地域保健係 担当 遠藤、島村、大鶴

TEL：03-6400-0084

※月曜日から金曜日（除く祝日） 午前8時30分から午後5時15分まで

FAX：03-3455-4460

E-mail: minato47@city.minato.tokyo.jp

E-mail: minato47@city.minato.tokyo.jp

港区みなと保健所健康推進課 行

公募説明会及び現地見学 参加申込書

令和 年 月 日

港区立がん在宅緩和ケア支援センターの指定管理者公募要項「Ⅲ-1(4)」に基づく公募説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

(申込者)

所在地	
法人等の名称	
担当者氏名	
所属・職名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

参加団体名	
参加者氏名 ※3名以内	

※本申込書は、令和4年4月20日(水)の正午までにメールで送信してください。また、送信未達を防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

※メールのタイトルは「がん在宅緩和ケア支援センター公募説明会参加申込書」としてください。

※当日は、公募要項等の資料配布は行いません。港区のホームページから印刷の上、ご持参ください。

連絡先

港区みなと保健所健康推進課地域保健係

電話：03(6400)0084

※月曜～金曜(除く祝日)午前8時30分～午後5時15分

E-mail: minato47@city.minato.tokyo.jp

港区みなと保健所健康推進課 行

質 問 書

令和 年 月 日

港区立がん在宅緩和ケア支援センターの指定管理者公募要項等の内容に関する質問事項を提出します。

(質問者)

所在地	
法人等の名称	
担当者氏名	
所属・職名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

(質問事項)

No.	書類名	ページ数等	項目	内容
1				
2				

3				
4				
5				
6				
7				

※欄が足りない場合は、適宜行を増やしてください。

※質問の受付期間は4月11日(月)午前9時から4月26日(火)午後5時までです。

※本申込書はメールで送信してください。また、送信未達を防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

※メールのタイトルは「がん在宅緩和ケア支援センター質問書」としてください。

連絡先	港区みなと保健所健康推進課地域保健係 電話：03(6400)0084 ※月曜～金曜(除く祝日)午前8時30分～午後5時15分
------------	--